一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
一三	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第三九・〇一項から第三九・〇四項まで、第三九・〇六項又は第三九・一一号に掲げる物品のうち 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの 関税率表第三九一四・〇〇号に掲げる物品のうち ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの	中華人民共和国
三八	関税率表第五一・〇七項に掲げる物品	インド
四七	関税率表第五五類に掲げる物品（第四六項に掲げるものを除く。）	インド

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十三年二月

○財務省・経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（平成二十二年三月財務省・経済産業省告示第一号）は、同日をもって廃止する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

経済産業大臣　海江田万里

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること
二	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点をいかした事業を促進すること
三	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること

四	五	六	七
1　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業新事業活動促進法に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針に定める新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれる者 3　中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画を含む。）の認定を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成する者 4　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 5　上記1～4に該当しない者であって、新たに経営多角化又は事業転換を図る者	1　卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 2　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）に基づく商店街整備等支援計画の認定を受けた者及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受けた者 3　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた者 4　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に規定する特定ものづくり基盤技術を活用した新製品・新技術の開発及び当該開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者	情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う者	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う者
中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援すること	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに中小企業者のものづくり基盤技術の高度化を促進すること	中小企業における情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図ること	経済の構造的変化に適応するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始等を支援すること